

○農薬取締法施行令

(昭和四十六年政令第五十六号)

(最終改正：令和2年4月1日)

(手数料)

- 第一条 農薬取締法（以下「法」という。）第三条第八項（法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定により納付しなければならない手数料の額は、七十一万九千三百円とする。
- 2 法第五条第四項（法第六条第四項（法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）及び第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定により納付しなければならない手数料の額は、二千四百円とする。
- 3 法第七条第六項（法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定により納付しなければならない手数料の額は、二十五万七千七百円とする。
- 4 法第八条第七項（法第三十四条第六項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により納付しなければならない手数料の額は、三十五万円とする。
- 5 前項に定める額の手数を納付して再評価を受けた者が当該再評価に係る農薬についてその納付の日から法第八条第二項（法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める期間内に再評価を受けようとする場合における法第八条第七項の規定により納付しなければならない手数料の額は、前項の規定にかかわらず、十二万九千五百円とする。

第二条～第五条 （略）

附 則 （平成三〇年十一月三〇日政令第三二六号） 抄

(施行期日)

- 1 この政令は、農薬取締法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年十二月一日）から施行する。ただし、第一条中農薬取締法施行令第三条の改正規定（「水産動植物」を「水質の汚濁が生じ、その汚濁による生活環境動植物」に改める部分、「水域又は当該農薬の使用に伴うと認められる水質の汚濁が生じ、かつ、」を「公共用水域又は」に改める部分及び「当該水域又は」を「これらの」に改める部分に限る。）並びに同令第四条第一項ただし書及び第三項ただし書の改正規定は、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十二年四月一日）から施行する。